

平成 30 年度相談支援従事者現任研修開催要項

【1.目的】

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの、総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得及び相談支援従事者の資質向上を図る。

【2.実施主体】 島根県

【3.実施機関】 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

【4.期 日】 平成 30 年 8 月 22 日（水）～8 月 24 日（金）

【5.会 場】 朱鷺会館 大ホール（出雲市西新町 2 丁目 2456-4）

【6.参加対象】

相談支援従事者初任者研修修了者で、現に※1相談支援事業所等において相談支援業務に従事している、または従事したことがある者（相談支援従事者初任者研修修了以降、相談支援業務に従事したことの無い者は原則として受講できません）。

※1 指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員、市町村の行う相談支援事業（委託相談を含む）の相談業務従事者、または指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者の職にあることを言います。

※2 相談支援専門員は、初任者研修修了年度の翌年度から 5 年度の間 1 回以上の現任研修を受講しなければ資格が失われますのでご注意ください。

【7.定 員】 70 名 ただし、定員超過の場合は次の事項に該当する者から優先的に受講を決定します。

- 1) 初任者研修修了年度から各 5 年度目の現任者（現に相談支援業務に従事している者）
- 2) 初任者研修修了年度から各 5 年度目の者（相談支援業務に従事したことの無い者を除く）
- 3) 現任者（現に相談支援業務に従事している者）

【8.日程・内容】 別紙カリキュラムを参照

【9.申込方法・受講決定・受講料】

①平成 30 年 7 月 12 日（木）【**必着**】までに受講申込書（別紙 1）により島根県福祉人材センターへ申し込んでください。なお、申し込みにあたっては事業所代表者が記載事項を確認、押印の上、郵送等により送付してください。（FAX 不可）

② 申込書とあわせて次の書類を添付してください。

- 1) 相談支援従事者初任者研修修了証書（写し）・・・全員

※ 障害者ケアマネジメント研修を受講され、平成 18 年度～平成 23 年度の相談支援従事者初任者研修を受講された方は、障害者ケアマネジメントの研修の修了書と相談支援従事者初任者研修の受講証明書の写しの両方

- 2) 相談支援従事者現任研修修了証書（写し）・・・受講歴がある者のみ
- 3) 相談支援専門員実務経験証明書（別紙 2）・・・現任者以外（過去に実務経験のある者）
- 4) 公的証明（戸籍抄本など）・・・添付書類（修了証書）と申込者の氏名が異なる場合。

③受講を決定した場合、「受講決定通知」を受講申込書の勤務先（事業所）へ送付いたします。必ず、内容をご確認ください（7 月下旬に発送予定）。事前課題もあわせて同封します。

④「受講決定通知」にあわせて受講料請求書を送付いたします。請求書に記載の期限までに所定の方法により受講料をお振込みください（振込手数料が発生する場合にはご負担ください）。

⑤受講料 ひとり 3,000 円

⑥決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取消しをされる場合、8月8日(水)までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします(手数料は事業所負担)。

【10.修了証書の交付等】

- ①すべての日程を修了された方には島根県知事名の修了証書が交付されます。
- ②1科目でも、欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。また、^{注1}研修受講態度が著しく不良であったり、研修内容を理解していないと判断される場合は、修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。(但し緊急かつやむをえない場合は県と協議します。)

注1) ①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為
②研修の円滑な実施を妨げる行為(グループワーク等において消極的な態度も含む)
③研修に参加する者として好ましくない行為(携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等)

【11.その他】

- ①研修受講にあたり、「事前課題」をご提出いただきます。お申込は課題の提出が出来る方に限ります。島根県福祉人材センターHP上に掲載していますので、ご確認ください。
- ②研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- ③研修期間中の出席管理に伴い各講義後に出席簿にサインをしていただきます。(印鑑は不要)
- ④昼食は500円(お弁当のみ・税込み)で斡旋します。受付時に業者が弁当券を販売します。
- ⑤会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備下さい。
- ⑥駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- ⑦地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あてに一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。
- ⑧インフルエンザなど受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- ⑨研修受講にあたって配慮の必要な方は、申し込み時にご相談ください。

【12.問合せ先】

《資格・要件に関するもの》

島根県健康福祉部障がい福祉課 担当/柳井 TEL 0852-22-5723

《日時・会場等開催に関するもの》

社会福祉法人島根県社会福祉協議会(島根県福祉人材センター) 担当/西原・江角

〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根 2F

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956

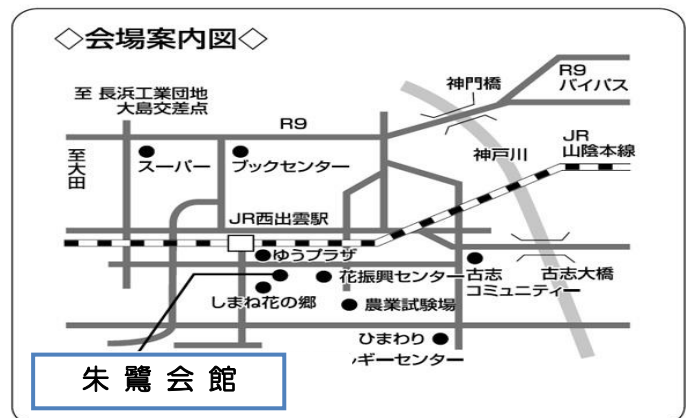
URL <https://www.shimane-fjc.com/>

【13.会場アクセスMAP】

「朱鷺会館」

- ◆所在地: 出雲市西新町2丁目2456-4
 - ◆JR西出雲駅南口から徒歩10分
 - ◆JR西出雲駅の南500m「しまね花の郷」隣
 - ◆お車でお越しの方へ。正面駐車場が満車の場合は、建物裏側の未舗装スペースにご駐車ください。
- ※しまね花の郷へは駐車しないでください。

(夕方施錠)



受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。